

釧路短期大学研究倫理及び研究活動における不正行為防止に係る規則

第1章 研究倫理

第1条（目的）

この規則は、釧路短期大学学則第1条に定められた釧路短期大学（以下「本学」という）の目的に基づき、本学で研究活動を行うすべての研究者が遵守すべき研究倫理基準、研究活動における不正行為の防止及び不正行為への対応について定め、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

第2条（定義）

この規則において「研究」とは、研究計画の立案、申請、決定、実施、報告、公表、評価、審査等に係るすべての過程における諸行為とそれらに付随する事項を含む個人研究及び学内または学外の研究者・機関等との共同研究等をいう。

- 2 「研究者」とは、研究活動を行う本学の教職員及び本学の研究費等または本学の施設もしくは設備等を利用して研究活動を行うすべての者をいい、研究活動を行う学生・研究生等を含む。
- 3 「研究費」とは、本学が本学教員に支給する研究費、公的研究費（文部科学省及び他府省庁が所管する競争的資金制度に基づく補助金等）、受託研究費及びその他研究者が学外から獲得した研究費等をいう。
- 4 「事務職員等」とは、本学教務・学生課、附属図書館、生涯教育センターの業務に従事する者をいう。
- 5 「研究活動における不正行為」とは、第7条第1項で定める事項をいう。

第3条（研究者の倫理と責務）

研究者は、研究に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、成果の客観性の確保に努めなければならない。
- (2) 研究者は、生命一般の尊厳及び個人の尊重に鑑み、基本的人権を尊重し、動物愛護に努めなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた研究規範、規約、条約等並びに国内の法令、告示等及び本学の諸規則・規程等を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、自国のみならず、他国・他地域の文化、伝統、価値観、慣習、規律の多様性に留意し、かつこれを理解・尊重しなければならない。
- (5) 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門領域を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。
- (6) 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重するとともに、研究協力者、研究支援者等に対しても十分な配慮をもって接し、学生または研究生等が研究活動に加わる場合は、学生・研究生等が不利益を蒙らないよう十分に配慮しなければならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- (7) 研究者は、自己の研究計画、研究活動、研究目的等を明瞭に説明できるよう心がけ、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。

第4条（研究遂行過程における留意事項）

研究者は、研究を遂行するにあたって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究者は、研究のための資料、情報及びデータ等を科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、その目的に必要な範囲において収集しなければならない。
- (2) 研究者が、人間の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法などについてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。なお、組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合もこれに準ずるものとする。
- (3) 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で個人を特定できるものは、取扱いに注意し、これを他に漏らしてはならない。
- (4) 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報及びデータ等の消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための措置を講じるとともに、第三者による検証可能性を担保するため、適切な期間保存しなければならない（原則として、当該論文等の発表後10年間。ただし、実験試料・標本等の試料及び装置などについては、原則として、当該論文等の発表後5年間）。ただし、法令等で保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。また、研究のために収集または生成した資料、情報及びデータ等について、その保存期間内に、研究活動に係る本学または公的機関等の調査組織等より必要性と相当性を有する開示要求がある場合は、その求めに応じなければならない。
- (5) 研究者は、自らの研究、審査、評価等において、個人と組織、あるいは学外者または他の組織との間の利益相反や責務相反の発生に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- (6) 研究者は、研究において、研究装置や機器等及び薬品や材料等を用いる場合は、関係法令等を遵守し、安全管理に努めなければならない。
- (7) 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済の薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。
- (8) 研究者は、その研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- (9) 研究者は、その研究成果の発表物（論文）の著者となる要件について、注意を払わなければならない。なお、著者となる要件は、原則として、研究の企画・構想もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献または実験・観測データの取得や解析または理論的解釈やモデル構築など当該研究に対する実質的な寄与をなしていること、論文の草稿の執筆や論文の重要な部分に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること、論文の最終版を承認し論文の内容について説明できることの3要件のすべてを満たしていることである。

第5条（研究活動における不正行為の禁止）

研究者は研究活動において、第7条第1項の各号に定める不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者及びその他の本学教職員等は、第7条第1項の各号に定める不正行為に助力してはならない。
- 3 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修や教育を受けなければならない。

第6条（本学の責務）

本学は、研究者の研究倫理を醸成・高揚するために、必要な啓発、情報提供、定期的に研究倫理教育等を行う。

- 2 本学は、この規則の実効性を担保するために、適切な措置を講じる。

第2章 不正行為防止のための体制及び不正行為への対応

第7条（研究活動における不正行為）

この規則で定める「研究活動における不正行為」とは、研究者、その他の本学教職員及び学生等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む）において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことにより、次の各号に掲げる行為を行うこと、またはそれらの行為に助力することをいう。

- （1） 捏造 データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、または報告、発表もしくは論文等に利用すること。また、存在しないデータ等により研究成果等を作成すること。
- （2） 改ざん 研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、または発表すること。
- （3） 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究過程、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解を得ずに、または適切な表示をせずに使用、流用すること。
- （4） 研究費の不正使用 架空の取引により研究費を支出し、業者に預け金として管理させること、または虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費、出張旅費、研究協力者等への報酬等に研究費を支出すること、その他、本学の規程等または公的研究費等の本学外から得た研究費に定められた用途以外の用途に研究費を支出すること。なお、研究費の不正使用の防止及び不正使用への適切な対応のうち、「公的研究費」（府省等の公的機関から本学に交付される競争的資金を中心とした研究費）については、第2章の諸規定にかかわらず「釧路短期大学の公的研究費の運営、管理及び監査に関する規程」によるものとする。ただし、この規程に定めがなく、本規則に定めがある事項については、本規則第2章の諸規定による。
- （5） 二重投稿 印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、あるいは他の学術誌等に投稿中の論文と本質的に同一の内容の論文等をオリジナル論文等として投稿すること。
- （6） 不適切なオーサーシップ 論文等の著作者が適正に公表されないこと。
- （7） その他 （1）（2）（3）（4）（5）（6）以外の研究活動における不適切な行為で、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が著しいもの。

第8条（総括責任者）

学長は、研究倫理の向上及び研究活動における不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者（以下「総括責任者」という）として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

第9条（研究倫理教育責任者）

学長は、本学における研究倫理教育の実施、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について、実質的な責任と権限をもつ者として、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者には、学科長及び教務・学生課長を充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究者及び事務職員等に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究者及び事務職員等の研究倫理教育として、採用時、公的研究費申請時及び5年ごとに研究倫理研修等の研究倫理教育を行うものとする。

第10条（研究倫理委員会）

本学に、研究者による不正行為を防止するために、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という）

を置く。

- 2 倫理委員会は、次の各号の委員によって構成する。
 - (1) 学科長(2名)
 - (2) 教務・学生課長
 - (3) 学長が指名する本学教授または准教授(計2名)
 - (4) その他必要に応じて学長が指名する者(学外者を指名することもできる)
- 3 倫理委員会には委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。
- 4 委員長は、倫理委員会の会議及び業務を統括する。
- 5 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 倫理委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、意見を聴取することができる。
- 9 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、及びその業務を行う。
 - (1) 研究倫理に係る研修や教育の企画及び実施に係る事項
 - (2) 研究倫理についての内外の情報の収集及び整理・周知に係る事項
 - (3) 研究者による研究活動における不正行為の調査に係る事項
 - (4) その他研究倫理に係る事項

第11条(告発または相談の受付)

研究活動における不正行為に係る学内外からの告発または相談に迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口(以下「窓口」という)及び窓口の担当者として、学科長、教務・学生課長を充てる。

第12条(告発の受付体制)

何人も、本学の研究者につき研究活動における不正行為の疑いがあると思料する場合は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 前項に定める不正行為の告発は、原則として、顕名により、研究活動における不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、倫理委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発を受け付けた窓口は、速やかに、学長及び倫理委員長に報告するものとする。学長は当該告発に関係する学科長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発が郵便による場合など、窓口が当該告発を受け付けたか否かについて告発者が知りえない場合には、告発が匿名による場合を除き、窓口は告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞その他の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動における不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動における不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合)は、倫理委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

第13条(相談の受付体制)

本学の研究者につき研究活動における不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があった場合、窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動における不正行為が行われようとしている、または研究活動における不正行為を求められている等である場合は、窓口は、学長及び倫理委員長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長または倫理委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第14条（窓口担当者の責務）

告発の受付にあたり、窓口担当者は、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話による場合は、その内容を他の者が見聞できない措置を講ずるなど、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 第1項の定めは、相談についても準用する。

第15条（秘密保護義務）

この規則に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。教員、事務職員等でなくなった場合も同様とする。

- 2 学長及び倫理委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 学長または倫理委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について、公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、倫理委員長またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡等を行うときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。
- 5 前4項の定めは、相談についても準用する。

第16条（告発者の保護）

学科長、教務・学生課長、附属図書館長、生涯教育センター長、法人事務局長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別的待遇が起きないために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属するすべての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合には、学校法人緑ヶ岡学園就業規則その他の関係諸規程に従って、その者に対して処分を求めることができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しないかぎり、単に告発したことを理由に当該告発者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給等の決定・提案・上申その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第17条（被告発者の保護）

本学に属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人緑ヶ岡学園就業規則その他の関係諸規程に従って、その者に対して処分を求めることができる。

- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給等の決定・提案・上申その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第18条（悪意に基づく告発）

何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規則において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、または被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること、または被告発者が所属する組織等に不利益をあたえることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分の上申、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の措置を行ったときは、該当する資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に對して、その措置の内容等を通知する。

第19条（予備調査）

第11条に基づく告発を受け付けた場合または倫理委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置する。予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、委員3名をもって構成し、倫理委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、予備調査対象者に関係資料その他予備調査の実施に必要な書類等の提出を求めること、及び関係者の聴取を行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等の保全措置をとることができる。
- 5 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して、30日以内に、倫理委員会に予備調査結果を報告する。

第20条（本調査の決定等）

倫理委員会は、予備調査委員会から報告された予備調査結果を踏まえ、協議の上で、直ちに、本調査実施の要否を決定する。

- 2 倫理委員会は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対して、本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施しないと決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁または告発者の求めに対して明示できるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施すると決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

第21条（調査委員会の設置）

倫理委員会は、本調査の実施を決定したときは、その議決によって、同時に、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。委員の半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
 - (1) 倫理委員会の委員長または委員長が指名した倫理委員会の委員 1名
 - (2) 倫理委員会の議を経て、委員長が指名した有識者 1名
 - (3) 本学に属さない外部有識者 2名

- 3 調査委員会のすべての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

第22条（本調査の通知）

倫理委員会は、調査委員会を設置したときには、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して、調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

第23条（本調査の実施）

調査委員会は、本調査実施決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するとともに、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者の聴取等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被告発者による弁明に機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。
- 5 告発者・被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 6 本調査の対象に、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

第24条（証拠の保全）

調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

第25条（本調査の中間報告）

調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

第26条（本調査における研究または技術上の情報の保護）

調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第27条（不正行為の疑惑への説明責任）

調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を希望するときは、第23条第4項の定める保障を与えなければならない。

第28条（不正行為認定の手續）

調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定を終えたときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

第29条（不正行為認定の方法）

調査委員会は、告発者からの説明、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第30条（調査結果の通知及び報告）

学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動における不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合で、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

第31条（不服申し立て）

研究活動における不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に対して不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっ

ても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申し立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む）は、その認定に対して、前項の例により、不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第21条第2項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長が、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に通知するものとする。不服申し立ての却下または再調査開始を決定したときも同様とする。

第32条（再調査）

前条に基づく不服申し立てについて、再調査実施を決定した場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合は、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して、学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、本条第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動における不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に報告する。

第33条（調査結果の公表）

学長は、研究活動における不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項における公表内容は、研究活動における不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 研究活動における不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意もしくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を

著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。このただし書きの公表における公表内容は、研究活動における不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属（被告発者が求めた場合）、調査の方法・手順等を公表するものとする。

- 4 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、悪意に基づく告発と認定した理由、調査の方法・手順等を公表するものとする。

第34条（本調査中における一時的措置）

学長は、倫理委員会が本調査の実施を決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講じるものとする。

第35条（研究費の使用中止）

学長は、研究活動における不正行為に関与したと認定された者、研究活動における不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

第36条（論文等の取り下げ等の勧告）

学長は、被認定者に対して、研究活動における不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

第37条（措置の解除等）

学長は、研究活動における不正行為が行われなかったと認定された場合には、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申し立てがないまま申立期間が経過した後または不服申し立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

- 2 学長は、研究活動における不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

第38条（処分）

学長は、本調査の結果、研究活動における不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動における不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を科す措置をとるものとする。

- 2 学長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に対して、その処分の内容等を通知するものとする。

第39条（是正措置等）

倫理委員会は、本調査の結果、研究活動における不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という）をとることを勧告するものとする。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学科等の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に対して報告するものとする。

第40条（研究倫理及び研究活動における不正行為防止の実効化措置）

本学における研究倫理及び研究活動における不正行為防止をより実効性のあるものにするために、「釧路短期大学の公的研究費の運営、管理及び監査に関する規程」、「釧路短期大学における人体及びヒト試料研究実施規程」、「釧路短期大学動物実験規程」を別に定める。

- 2 本学における公的研究費の適正な運営・管理及び不正使用の防止等に係る事項については、この規則にかかわらず、「釧路短期大学の公的研究費の運営、管理及び監査に関する規程」によるものとする。ただし、この規程に定めがなく、本規則に定めがある事項については、本規則第2章の諸規定による。
- 3 本学における人体及び人体より採取した試料等を用いて行う研究の適正な実施等に係る事項については、この規則に加えて、「釧路短期大学における人体及びヒト試料研究実施規程」によるものとする。
- 4 本学における動物実験の適正な実施等に係る事項については、この規則に加えて、「釧路短期大学動物実験規程」によるものとする。

第3章 補則

第41条（その他）

この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第42条（改廃）

この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

この規則（改正）は平成29年3月22日から施行する。

この規則（改定）は平成29年12月2日から施行する。